平成23年度第5回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時:平成23年9月12日(月)18時~20時

場 所:ホテル ルビノ京都堀川「加茂の間」

出席委員:奥山茂彦委員,菅原幸子委員,関川芳孝委員,仙田富久委員,樋口文昭委員,

宮本義信委員, 矢島里美委員, 山手重信委員

欠席委員:岡本義則委員,源野勝敏委員,西晴行委員,村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、ただ今から、平成23年度の第5回、前年度から数えまして11回目の福祉 施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変 ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、本日の出欠でございますが、岡本委員、源野委員、西委員、村井委員におかれま しては、御都合がつかず欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。1点目が『京都市職員労働組合への追加質問』、2点目が『市営保育所保護者会からの意見』、3点目が『自治労京都市職員労働組合からの意見』、4点目が『公営保育所の民営化に係る主な判例』、5点目が『他都市の民営化の手順』ということで、横浜市と大阪市のものでございます。

なお、『市営保育所の今後のあり方について(検討資料)』でございますが、前回配付させていただいたものから変更はございませんが、改めて席上にお配りさせていただいております。また、委員から福祉施策のあり方検討専門分科会の意見について提出がございましたので、併せて、席上にお配りしております。不足等はございませんでしょうか。

それでは、以後の進行につきまして、宮本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮本会長】

それでは、議事進行への御協力、御支援よろしくお願いします。

前回,8月9日の会議では,子育て支援をされている民間団体の方々の声としまして,「NPO法人 おふいすパワーアップ」の代表の方,そして,市営保育所の職員の方々の声としまして,「京都市職員労働組合」の代表者の皆様からご意見をいただきました。それを踏まえ,意見交換も活発に行われたと思います。

そこで、本日は、前回の会議の内容や今回ご提出いただいております「市営保育所の保

護者会」の皆様,及び「自治労京都市職員労働組合」の皆様からのご意見も踏まえまして,また,前々回,7月7日の分科会におきまして委員の方から要求の資料も見ていきながら,市営保育所の今後のあり方について,最終意見に向けた議論を行っていきたいと思っております。本日の会議を含めても,後4回程度の審議となりますので,一つひとつまとめていく方向で,ご意見を伺うことができればと思います。

まず、審議の前に、1点ご報告がございまして、すでに資料を配付させていただいておりますが、委員から京都市職員労働組合様に対して追加の意見書が提出されております。 これにつきましては、事務局を通じまして、京都市職員労働組合様へ既に提出させていただいておりますので、回答がございましたら、委員の皆様に送付させていただきたいと思っております。

それでは、議論に入っていきたいと思います。まずは、「市営保育所の保護者会」の皆様、 及び「自治労京都市職員労働組合」様からのご意見の方から見ていきたいと思いますので、 事務局の方よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局を通じてアンケートをさせていただいておりました、市営保育所の保護者会様及び自治労京都市職員労働組合様からのご意見等につきましてご説明させていただきます。

まず,市営保育所の保護者会様からのご意見等につきまして,お手元の資料,「市営保育 所の今後のあり方(検討資料)に対する保護者会からの意見等」を御覧ください。

本資料につきましては、すでに各委員の皆様にお配りさせていただいております、すべての市営保育所の保護者会の方からご提出のありましたご意見等につきまして、その内容をまとめたものでございます。

なお,ご提出いただきましたご意見等のうち,個別の保育園名や個人名の記載につきまして,最小限の範囲で削除したものを配付させていただいておりますことをご了承ください。

それでは、まず、アンケートの概要についてでございます。実施期間でございますが、 平成23年8月5日から8月31日までの約1箇月間といたしました。実施方法でございますが、各市営保育所の保護者会様に対しまして「市営保育所の今後のあり方について(検討資料)」を必要部数配付させていただきました。この検討資料に対しまして、自由記述として御意見の方をいただくこととし、封かんのうえ、所長までご提出いただくことといたしました。

ご意見等につきましては、25保育所、すべての市営保育所保護者会様からご提出がございました。このうち、保護者会として一定の集約をされているところが12箇所、保護者個人の意見をそのまま列挙し、ご提出されているところが6箇所、一定の集約と個人の意見の両方をご提出されているところが7箇所でございました。

続きまして、ご提出いただきました意見等の内容でございます。

非常にたくさんのご意見等をいただいておりますので、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、「市営保育所の現状について」、保育内容、職員の経験年数、年度途中入所、障害のある児童の受入れ、地域の子育で支援事業及び運営にかかるコスト等に対する肯定的なご意見がございました。一方で、保育内容、職員の経験年数、職員の異動及び運営コスト等の是正を求めるご意見もございました。

次に、「市営保育所の民営化について」、民営化に反対するご意見がございました。これ につきましては、民営化を前提にした議論であるとの認識からご意見をいただいているも のもございました。一方で、民営化もやむを得ないとのご意見もございました。

次に、「民間保育園の現状について」、保育内容、職員の経験年数及び障害のある児童の 受入れ等に対するご意見がございました。

次に、「京都市の保育行政について」、民営化を含む財政難を理由にした子育て施策の削減に反対するご意見がございました。また、民間保育園に対しまして、財政支援の増額等を求めるご意見もございました。

次に、「事務局も含めました、当分科会の運営について」、議論の進め方に対するご意見やアンケートの実施方法等に対するご意見がございました。市営保育所の保護者会様からのご意見等に係るご説明は以上でございます。

なお、委員の皆様にお配りさせていただいております保護者会からのご意見等につきま しては、明日以降、保育課及び各市営保育所におきまして、市民の方に閲覧できるように させていただきたいと思っております。

続きまして、自治労京都市職員労働組合様からのご意見についてでございます。お手元の資料、1枚おめくりいただきまして、自治労京都市職員労働組合保健福祉支部支部長から分科会長あてに提出されております資料をご覧ください。

下段の部分でございますが、ご意見の方を読み上げさせていただきます。「市営保育所においては、現在でも、親から虐待を受けている子どもや障害のある子どもを多く受け入れている。また、食事面においても、アレルギー食の必要な子どもについて食事を提供している。引き続き、民間保育園では手の回らないような、個々の子どもの状況にあわせて手厚い保育が必要となる子どもについて、市営という立場で、積極的に受入れを行っていくべきである。」

「市営保育所の保護者会様及び自治労京都市職員労働組合様からのご意見等」につきましての説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明、それから前回の分科会におきまして議論した内容も踏

まえながら, 市営保育所の今後のあり方につきまして, 最終のまとめに向けたご意見を伺いたいと思っております。

市営保育所の今後のあり方について、検討資料をご覧ください。目次の箇所を確認いた しますと、大きく3つに分けられていると思いますが、「市営保育所の今後の役割・機能」 までの部分につきまして、まずは委員の皆様のご意見を確認し、一定のまとめをさせてい ただきたいと思っています。それでは、委員の皆様からのご意見等ございましたらよろし くお願いします。

【委員】

先日から労働組合、NPOの方と色々話をさせてもらって、そして、今回市営保育所の 保護者の皆様から大変な量のアンケートをいただきました。全部は読みきれてないのです けども、職員労働組合に対する私自身が出しました質問書の事も兼ねて、今後どうしてい くかということについて、申し上げたいと思います。

アンケートにつきましては、内容を一つひとつ読ませていただきまして、民間園にせっかく入園希望を出したのに断られたというような、いわば恨み節のような文面がいっぱいありました。これは大変申し訳ありませんが、われわれ民間園は希望がある限り、可能な限り入園してもらおうと思っています。経営上の都合は当然ですが、やはり期待して来られている限り、人情としても無理してでもと思ってきたわけであります。

しかしながら定員があります。そして定員があってもその定員を超えて、私たちは受け入れをしてきて、特に京都市の待機児童の緊急要請もあって定員枠を大幅に超えて受け入れをしておりますが、それもおのずから限度があります。その上でやむを得ず断るケースがあって残念に思ってきたのですが、断られた方々にとってはずいぶん腹立たしいことだろうと思います。

それに比べて市営の方は気持ちよく受けてくださると。その上で市営保育所は親切・丁寧でよい保育をしてくださるという当然の思いがあるように思いました。しかしながら我々はこればかりはどうしようもないわけでありまして、当然民間園にも、受け入れた保護者からはたくさん感謝の言葉をもらっております。そして、われわれ民間職員が長く続かず経験不足の若い保育士ばかりで、ベテラン職員を多く抱えている市営保育所の方が良いという見方がほとんどであったわけですが、民間保育園も市の支援を受けながら、一緒に作ったプール制によって若手、中堅、ベテランの職員を出来る限りバランスよく配置できるように職員給与配分制度を作って、徐々に改善されて今日に至っているので、職員が経験不足の若手ばかりというわけでは決してありません。最近はそれほど偏っておりませんし、かなりバランスが取れた構成になっているように思いました。

また、この委員会でも、市営保育所と民間保育所との間には、それほど明確な保育の質の格差がありますかということを私は問いかけてきました。それは具体的に定数で測られるような問題ではありませんが、今日の保育全般的な評価の中では一長一短はあったとし

ても, それほど目立った格差はなかったのではないかというのが, この委員会の皆様方の 評価ではないかと思ってきました。

これは民間園が一番気にかけてきたことでありました。アンケートで言われているような非常に大きな格差については、私は保育の質に関しては無かったように思ってきました。 そして、様々な意見の中であったのですけども、民間すなわち利益追求優先パターン、 そして質の低下という、一つの理解になっているように私は読ませていただきました。

ただ、私は民間園ですから、よくコストの問題を持ち出しますが、その意味を誤解しないでいただきたいと思うんです。我々の言うコストは儲かっているかどうかではないわけです。民間園は毎年、市の監査を受けなければなりませんが、その監査で健全な経営が出来ているかをいつも問われています。この意味は、市の補助金が正しく使われていることと共に、儲けすぎたり、また、赤字を出していないかということが問われて、特に利益を残しすぎていないか、余剰金が増えすぎていないかを常に監査で問われてきたわけであります。

社会福祉法人ですから,適正な資金運営が要求されてその財務内容を常に一定の監視の 元に置かれているということを,私たちは申し添えたいと思います。

ところで民間園は、園長、職員含めて保育園の評判は非常に気になるものでございまして、この評判は保護者の口コミが左右するものであります。良い園・悪い園はコミュニケーションの発達した今日も、保護者同士の口コミ次第だと思っています。

園児募集に際して、市が強制的に措置をしていた時代から、最近は保護者の一定の選択も可能となって、保護者がどこに入りたいかも選択できるようになってきました。これらのアンケートの中に書かれているような内容の民間園がすべてであるならば、市営保育所に比べて民間園の質は著しく低い評価となるものであります。もしそうならば、民間園希望は当然大きく落ち込んでいるはずではないですか。そして、今日のような待機児童があるならば、当然市営保育所にも希望者が殺到して、とても中途入所枠など確保できないような状態になってしまうのではないかと思います。

ところが、そうなっていない実情を見ると、民間園にも良い所がいっぱいあって、また それぞれの民間園の特色に惹かれて多数の希望者が押しかけ、一部では多すぎてあふれて いるわけであります。

ただ我々は、情緒的な評判ばかりに頼ってはいられないわけで、市が進めている第三者 評価制度を受診することによって客観的な評価を得て、こそこれが本物の評価だと思って います。

翻って考えてみますと、これまでから市営保育所と民間保育園の間では、相互交流はほとんどなかったように思います。お互いに推測するだけで同じ保育をやっていながら知り合えるチャンスがほとんどなく、相互交流がなかったように思います。

今回のアンケートのような見解に接するに当たって、相互の理解不足というのがあまり にも大きいと思いました。私は、委員としてあまり踏み込むのは憚られますが、一民間園 の代表者として申し上げるならば、市営保育所の職員や、保護者の皆様方に一度ゆっくり 民間園の実情を見てもらったらどうでしょう。これは是非お願いしたいと思います。一般 の民間園でも、お預かりした園児を十二分に丁寧に心を込めて保育していることを保護者 の皆様に分かっていただけるのではないかと思います。

それから、組合の方に申し上げたいと思いますが、先月の会合で民間園の職員の処遇については、公民の格差があると認めていただき、大変ありがたいと思っています。今日のプール制の成果で既に近年においては基本給についてはほとんど差がない。しいて言うならばその残された差は、職員の平均的な勤続年数の差であって、無論、市営の方が7、8年長いわけであります。その差であろうということを、先日、職員組合の方がおっしゃいました。

私は、この見解を聞いて随分、我々の認識と差があると思っています。昨年の決算書から見ると、市営職員の平均年収は770万円に対して、民間職員の年収は500万でした。市営職員はわれわれ民間職員と1.5倍の開きがあるわけであります。そしてこれまで何回も申し上げてきましたが、市からの継ぎ足し額において市営保育所は95,639円、民間園は19,791円で5.4倍となっておりました。

どうしてこのような大きな差があるのでしょうか。この差がこれだけ大きいということは、単に基本給で平均年齢が違うだけではとても埋められるものではなく、加配や各種手当の差、単位当たりの労働時間の差等の様々な要件が重なって年収額が270万の差ということになっているのではないかと思います。組合での認識はあまりに我々を軽く見られているようでありまして、我々にとってはとても満足できるものではありません。

ただその上で私が後ほど質問をいたしました。その質問に対する労働組合の回答の中で、京都の未来を担ってくれる子供たちを保育する私たちにとって、公民の格差があることがおかしい、民間で働く方の労働条件は私たちと同じであるべきであると思っている、同じ労働条件で働き続けられるような改善を私たちは求めてきたと言ってもらいました。

我々にとって非常にありがたい見解なのですが、これは多分にリップサービスのように 考えざるを得ない。本気で言ってもらっているのでしょうか。その上で我々民間園では平 成13年度に当時のプール制の大幅赤字を解消するため、保育連盟のすべてが一律10パ ーセント常勤職員をカットすることになりました。

これが未だに棚上げされたままになっていますので、常勤職員について我々民間園では 慢性的な人手不足が続いていて、このハンディが未だに解消できない状態になっておるわ けであります。

そこで私どもは組合の方に申し上げたいのですけども、組合の皆様方は民間園の保育士3,800人あまりの給与を市営並みに引き上げることを要求していくと言われました。単純計算してみますと一人当たり270万円の差、3,800人の職員で計算しますと約100億円かそれ以上の財源が必要になるわけです。そんなことが京都市の財政状況から言って増額してもらえるのかということを我々は改めて考えざるを得ないということになり

ます。

これは逆に市営保育所の職員給与を民間職員の給与と同じように引き下げることと同様に難しいことではないかと思っております。私は市営保育所をこのまま存続させることは 非常に難しいと思っています。

一部の保育所は、公立園として市の子育て支援ネットワークの中心的施設として障害児 や被虐待児の困難家庭の支援に重点を置き、これからも引き続き取り組んでほしいと思い ます。その上で残る市営保育所は、これはやはり民営化すべきでなかろうかと思うわけで、 指定管理者に経営を委ねて存続させるべきであろうと思っております。

我々民間園は福祉事業として保育に取り組んでいるとはいえ,コストの問題は避けて通ることができない道でありますので,市営保育所といえども国や市からの財源は市民の税でありますので,無駄のない効率的な財政執行が求められています。我々民間の感覚では少ない資金でより効果的な事業を実施することは当然であろうと思います。その中で残された選択肢は、民設民営への移行であろうと思います。その上で我々民間園と同じ経営土壌の上で,地域の保育を支えて欲しいと私は思っています。

【宮本会長】

ありがとうございました。可能な限り入園を受け入れていく民間保育園としてのあり方、 姿勢、コストパフォーマンスの重要性及び民間と公立の相互交流、職員相互の認識の是正 等々についてご意見を賜りました。他にいかがでしょうか。

【委員】

許しを得て今日私が提出させていただきました意見書の内容を概ね繰り返すことになりますけれども,改めて意見をもう一度述べさせていただきます。

【宮本会長】

できましたら、趣旨説明ということで簡潔にお願いできればと思います。

【委員】

今日お見受けしますと、これまで傍聴に来ていただいた皆様とまた顔ぶれが違う新しい 方が何人か来ていただいていると思います。それは概ね今日の保護者会のご意見を出して いただいた皆様かと思うのです。

私は市民の代表ではないですけれども、市民公募委員としてこの場に参加させていただいて、アンケートの中にもありましたけれども、市民の代表である直接の利用者の意見をもっと早く聞くべきだと何度もお話させていただきました。このことが実現して保護者の皆様がこの委員会に懸ける期待、注目されている度合いというものを感じておりますし、今日の論議あるいはこれからの後4回の論議に本当に注目されている、身の引き締まる思

いをしております。それから、厚さにして1センチ以上、これだけの資料、ご意見をいただいたということ、本当にお忙しい中、夏の暑い中でまとめていただいた皆様方の努力に頭が下がる思いであります。

ということで、まず読ませていただいて感じたことを3点に分けて記載していますので、 順番に申し上げたいと思います。

1点目は、なぜもっと早く、できれば最初に直接の利用者である市民の皆様のご意見の聴取の機会が設けられなかったのかと言うことです。アンケートの回答にもございますように、利用者である子どもは無理としましても、保護者の意見を早急に聴取すべきでなかったかと思うのです。今日のご意見について私も2日かけて目を通させてもらいましたけれども、まだまだ考える時間としては、1箇月では短すぎて考えがまとまらない、そもそもこんな期間で意見を聞くのは甚だ不十分であるというようなご意見も書かれておりました。やはりこういう手続きについてはもっときっちり意見を聞くべきであろうと思います。それから、これまでも論議がありましたし、今日も配られておりますけれども、検討資料の中身です。私たちも、より分かりやすくするようにと意見も出させていただきましたし、会長と事務局とで随分努力をしていただいたのですけども、初めてご覧になる皆様にとっては、この内容は非常に分かりにくい。何をどこに目指しているのかということで率直に疑問を抱かれるのも無理はないのかなと思いました。

ですから、手続き的にもう少ししっかりと利用者である保護者の皆様の意見を聞く。これは公立・民間に関わらず、子育て真っ最中で保育園を利用されている方、あるいは保育園を利用したいけれども待機児童という形で今ご利用されていない方すべての意見をできるだけ効率的に聞けるような場を設けるべきではないかと思いました。私は、そういう立場で言えば、公聴会というのが正しいのか分からないですけれども、この委員会としてそういう場を設けて、来ていただいた保護者の皆様から直接意見を聞く、あるいは事務局や委員に質問をしていただいて、それに答えていくというような場が必要ではないかと考えています。

それから2点目ですけども、専門分科会の名称とこれまで審議してきた内容に随分開きがあるというように感じたのです。アンケートでも指摘されていますように、私たちが提議をいたしました検討資料の中身を率直にご覧になられた結果、京都市の財政難を切り抜ける手段として市営保育所を廃止ないしは縮小しようという方向を前提としての論議になっているのではないかというように受け止められざるを得ないと感じました。

福祉施策、少なくとも保育行政全体の中で市営保育所のあり方を検討するというスタンスが弱かったのではないでしょうか。民間保育所の中ではアンケートに述べられているような、例えば縁故での受け入れの存在、あるいは母子家庭は困るというようなこと、あるいは障害のある子、手のかかる子は取らない、あるいは大部屋に集めて泣いている子供がいても放置されるといったような経験を保護者の皆様がされたということが書かれておりました。

これは個別の園の問題だろうと思いますけども、それぞれの個別の園の課題の後ろには、現行の保育システムや京都市からの補助金の問題、あるいは国が定めている最低基準といった問題が根深くあるのではないかと思います。

本来,民間も公立も目的は一緒だという論議がこの場でありましたけれども,その目的が100パーセント発揮できないのであれば,それは利用者である子供本人にとって,とても不幸なことだと思っております。もちろんそのような困難の中でも,この分科会の委員の民間園では本当に立派な実践がなされているとお伺いしましたし,そのような園が他にあることも事実ですけれども,厳しい条件に市の保育所を配置してすべてを押しなべて一緒にしてしまおうということでは,発展の余地がないのではないかと思います。

民間と公立が互いに切磋琢磨して子供の最善の利益を実現する保育を追求していくというなら、このような根源の問題にメスを入れるべきではないでしょうか。少なくとも国がそのような立場に立っていないのであれば、京都市としてそのような立場を強く主張して、運動を広げていく、その旗振り役を果たして欲しいと思います。

それから、ここに書き忘れましたけれども、アンケートの中に、選択の余地を広げて欲しいという意見も随分あったかと思います。確かに民間園では特色のある保育やバスの送迎であるとか、教育に力を入れるとか、非常に熱心に特色を出していただいているところも多々あると承知しています。

しかし、京都市の保育所としてスタンダードな保育水準を目指していくんだということで少し語弊もありましたけれども、これならば安心して預けられるということで大きな信頼を寄せている保護者の皆様もいらっしゃるということも、アンケートを読ませていただいて感じたところです。

ですから、利用者である住民の皆様からこのような選択の幅を取り上げてしまうということについては、大変問題があるのではないかと思います。翻って、この審議会で開会の時にどんなことを論議していただくかを事務局からお話があったのですけども、少なくとも福祉施策のあり方検討専門分科会ということでありますから、広く社会福祉全般とまでは言いませんけれども、児童福祉行政あるいは保育行政全般について、私たちが意見を述べさせていただいて、その広い視野で市営保育所のあり方を考えていくべきかと思います。そういう考え方から言うと、せっかく中間的な討議資料までまとめていただいたのですけれども、これまで論議してきた内容については、今回いただいた意見を読ませていただくにつれ、かなり抜け落ちている部分があるのではないかと思いますし、先程申しました公聴会等の手法を用いながら、直接利用者である子育て真っ最中の世代の皆様のご意見をしっかり聞いて結論を出すべきではないかと考えました。

最後に、子供たちと日本、京都の未来のためにこそ財政を惜しまずやって欲しいということについて、触れさせていただきます。アンケートのご意見の多くは、私たち審議会での論議が京都市の厳しい財政状況を前提として、その削減目的としての市営保育所の配置、縮小が論議されていることに大きな懸念を示しておられます。

申し上げるまでもなく、未来を担う子供たちの健全な育成は行政の最も大切な役割の一つであります。この場で私も引用させていただきましたが、あの大震災に遭われた被災地の親御様が自分たちのことはさて置いてでも、子供たちの育ちの環境だけは安全・安心なものにしようと奮闘されていることに本当に心に強いものを感じました。少子高齢化社会に対して、現役世代が安心して子供を生み育てられる社会環境を用意していくことが、今や、国や自治体にとってとりわけ重要になっているのではないでしょうか。

ところが後ろの資料でもありますように、必ずしも今の国の施策というのは、状況は認めているけれども、少子高齢化に対してまっすぐに改善に向かっているようには決して読めないと思います。そういう中で、本来は、労働時間の短縮や賃金アップ、雇用条件確保、休暇の保障など、労働者施策の前進において解決すべき課題であるとか、児童虐待対策、育児支援など、児童福祉行政全体の課題であっても、その第一線職場である保育所が担っていかなければならない課題が山積していると思います。そして、その根底として、どんな子供でも等しく健康で健やかに育っていくという人権保障の観点こそが貫かれるべきだと思います。

以前にも申し上げましたけれども、国連子供の権利委員会が昨年6月に子供の権利条約の締結国である我が国に示した第3次の意見書では、日本の人口の15パーセントが貧困ラインを超えていることを懸念して、子供の幸福及び発達のための補助金、これは狭い意味の補助金ではなく、財政支出のことだと思いますけれども、これを増額することを国や自治体に求めていると思うのです。

条約と言いますと皆様に説明するまでもなく、憲法の次に優先すべきものであって、法律よりも重きを置かなければいけない。これは行政職員の皆様はご承知だと思います。とりわけ社会福祉に思いの強い京都市において、この指摘を一層強く受け止めていただいて、私たち審議会としても後押しできるような提言や答申を出していくべきであり、それが社会福祉審議会の格調だろうと思うところです。

本日お示しさせていただいたデータですけども、用意していただきたいとお願いしていた委員が、本日、やむを得ない事情で欠席されると事務局から伺いましたので、私が「厚生労働白書」の中から、これからの論議に役立ちそうな項目について、グラフを中心に載せさせていただきました。これの説明はご覧いただいたらご理解いただけると思いますけれども、まだまだ大変厳しい状況です。

少しでも改善していくことによって、社会的不利に陥っていらっしゃる子育て真っ盛りの親御様や、もっと言えば、一人親、母子家庭のお母さん方が何とか救われるような京都市の行政となるよう期待したいと思っているところです。以上少し長くなりましたが、資料の説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

【宮本会長】

ありがとうございました。

3点について御指摘、御提案をいただいているのですが、委員の皆様いかがでしょうか。 私は、1点目については、市営保育所の場合は全体としてまとまる形での保護者会、い わゆる保護者会連絡協議会のような組織はございませんので、代表者と呼ばれる存在はな いという言い方もできるのではないかと思います。ましてや、25の保育所からそれぞれ 多様な意見をこれだけ頂いている。全体としてのご意見ということであれば、屋根の上に 屋根を架けてしまうということにならないかと危惧いたしております。

2点目につきましては、どうなのでしょうか。財政論を前提としての議論であるということなのですが、もちろんこの事を含めこれから議論していかなければならないのですけれども、これまでの委員会の持ち方というのは、現状の実態把握を重ねながら、審議の経緯の中で、今後のあり方について考え、見えてくるという幅広い議論をしてきたのではないのかというのが私の認識なのですけれども、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

このアンケートを金曜日に送っていただいて、日曜日に時間がありましたので読ませていただいて、大変テンションの高い休日を過ごさせてもらいました。

これを読ませていただきまして、先程、他の委員も述べられておられましたけれども、 民間保育園、公立保育所の保護者からアンケートを取った場合、自分がお世話になってい る園に対して評価を求めた場合、その個々の園とトラブルがない限り、自分の園の非常に 評価が高くなると思います。ですから、民間保育園でも市営保育所でも非常に頑張ってお られる要素は分かったのですけれども、民間保育園でも同じように努力して、同じ事をや っております。

そして、これも先ほどの委員が述べられたように、保護者は直接選ぶ時代ですので、4 月現在で公立・私立の入所率を見ても民間保育園は待機児童の解消に努力し、大半の園が 定員をオーバーしているところを見ても、日々の保育の様子が明らかになっている。民間 は決して劣っているわけでもないと思うのです。

また、この分科会を見ておりましても、もちろん慎重に審議をし、やっていくのは当然ですけども、本来1年で答申が出されるべきところをもう1年半掛かっておりますので、ここはこれ以上間口を広げずに、会長がおっしゃっているように、より具体的にポイントを絞って、答申に向けて進めていった方がいいのではないかと私は考えております。

【委員】

すいません。今のご発言と同じ思いですが、私の思いを発言させていただきたいと思います。

前向きな意見になるかどうか分からないですけれども、この大量のアンケートを読ませていただいて、やはり同じ保育をさせていただいてる者として少し意見を言わせていただかないといけないと思いました。

まずは感想ですけれども、偏った情報のみがピックアップされて、それがあたかもすべての民間園の欠点だと意見が述べられていることに少し私は不快感を感じました。確かに民間園全体として真摯に受け止めないといけないこともあろうかと思います。そのことに関しては、一つひとつ真摯に受け止めて、民間の問題として前向きに考えさせていただいたら良いだろうと思います。

市内226の民間保育園がそれぞれの独自性を持って運営しております。公立のように 均一化されているわけではございません。保護者にも、それぞれの子育てや保育に対する 思いがあり、価値観が違っていると思います。保護者の思いに合わない部分はすべて欠点 として捉えられているところに、このアンケートの問題があると感じました。そのことだ けが未確認の事柄を含めて一人歩きしているように思われてなりません。先程、他の委員 も相互の理解不足がたくさんあるのではないかとおっしゃいましたけれども、私もそのよ うに思います。

と申しますのは、私も委員になって公立保育所を見学させていただく機会を得て、現在 実施されている保育がどういうものであるかを知ることができました。その保育内容につ いては、非常に私も誤解をしておりましたし、現在実施されている公立保育所の保育の考 え方に大変共感をしている者の一人でございます。

民間園の人間として私どもも、何が大切かというのを日々考えています。見える部分に 走るのではなく、また均一的な横並びを大切にするのでもなく、一人ひとりの心の育ちで あるとか、将来、人として育っていく為に大切な心の根っこを育てることに、私自身は力 を注いでいるつもりです。そのために、経験が未熟なものもおりますけれども、日々の研 修や研鑽によって、少しでも底になる部分が厚くなれば良いなと思いながら保育を進めさ せてもらっております。

公立保育所は先生のご指導によって、エピソードについて大変大切にしながら事例研修を行われておりますけれども、私どももそのことについては、大変良いことだと思っておりますし、園の中でも事例を出し合って考察し、次の保育に繋いでおります。お互い良いところを認め合いながら、相互に切磋琢磨して歩んでいくことが大事なのではないかと思っております。日々の保育の営みやプロセスの中に私どもは行事を位置づけておりますし、様々な取組があります。その取組や行事だけが民間園がやっている保育のように映っていることには大変憤りを感じてしまいますし、誠に残念な思いをしております。

最善の利益という言葉がよく使われますけれども、最善の利益を受けなければいけないのは、やはり子供であると思います。利用者目線でと言われますが、本当の利用者は子供であろうと私も思っておりますので、そのことから視点を外さないように保育をしていかないといけないと重々承知しております。

特に,アンケートの中で障害児の受け入れについてのご意見をたくさん読ませていただきました。私ども民間園におきましても,目の前に特別な配慮を必要とする子供がいれば,たとえ替えがつかなくても,そのお子さんをどうしていくか,体制をどう組んでいくか,

あるいは現状の体制でどうしても回っていかないとすれば、場合によっては加配を付け、 その子の為に職員を増やしていくこともしております。これが営利目的なのでしょうか。 そのことも問いかけさせていただきたいと思います。

すべての民間園で私が申し上げているような思いでされているかどうかは分かりませんが、少なくともここにおられる委員の3人の民間園では同じ思いでこのことを受け止め、保育実践に活かしていると思います。以前にも申し上げましたけれども、公立保育所の先生方は公務員ですから、自園のみならず市内全体の保育や子育て支援にお力を貸していただきたいと思います。以上です。

【宮本会長】

ありがとうございました。

民間保育園も頑張っている。公立保育所と互酬的な関係を形成しながら更に飛躍してい くという方向性を示していただけたのではないかと思います。

【委員】

それから委員の先生方、民間保育園と公立保育所の障害児の判定の仕方が違うということをご存知でしょうか。かなり違います。加配基準が完全に違うわけです。民間園の場合は、1対1, 3対1, 5対1です。1対1が認められるのは、重度の重複障害が認められる子供たちです。それから3対1の場合は、重度の障害が認められる児童です。それから中軽度の障害が認められる児童が5対1になっています。

22年度の統計で民間園の児童数は21,896人であり、その中で障害児として申請させていただいている児童の総計が1,225人います。その中で、1対1にも3対1にも5対1にも認められなかった認定外のお子さんが491人もいます。

一方、市営の場合は、障害が最も重い児童は1対1です。次に認定区分4として1.25対1です。認定区分3として1.67対1です。認定区分2として2.5対1です。障害が最も軽い児童で5対1です。総計210名の申請をされていて、認定外になったお子さんは19人しかいらっしゃらないです。お医者さんも交えた判定会議を持たれてされているということで、よりきめ細かな判定基準を持っていらっしゃるということも付け足させていただきたいと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

社会福祉に財源の34パーセントを使っていると聞いたが、この先もこのまま続けていれば行き詰る。人件費につきまして福祉財源との関連で考え方を原点に戻して、もう一度

見直していかなければならないと思うのです。人間の生活は30年,40年,50年経と うが営みは変わりません。子育ては変化していくが,人間の意識改革をしなければなりま せん。人間はその境遇において変われるし、財源に左右されない意識改革をしていかなけ ればなりません。日本の文化伝統を変えずに子育てを目指していかなければならない。

他の委員がおっしゃられるように、100億円の財源を作るというほうが無理なのですから、770万の給与が当たり前と思っていたら大変であり、これをもっと下げていって、公務員としてではなく、一般の人と同じように低くして給与の格差を狭めて普通に戻していく。

このままいったら、アンケートの中にもあるように、市営保育所を失くす目的が財源の 削減ではないかと疑われる。何十年も蓄積された財源を使い尽くしてきた社会福祉を何と か改革していかなければならないと思います。

【委員】

はい。私も保護者の方々の意見を今回改めて伺って、利用者の立場から述べられたもの もありますけれども、市民の立場、市民感覚から見て市営保育所の役割、機能に対して私 が当初想定していた以上に、とても高い評価が与えられていると改めて感じました。

これだけの内容のご意見が改めて文書として提出されておりますので、これを踏まえて、今後の市営保育所のあり方についての検討資料についても、補足、加筆していく必要があると思います。特に検討資料の中の10ページの市営保育所の今後の役割・機能の1の「保育内容」については、もう少し保護者の意見を踏まえて評価すべきところは評価をしていく必要があるように思っています。

保護者の立場から今後の市営保育所のあるべき姿として、特にその機能を是非とも継続していただきたい部分を簡潔にまとめて、保護者の立場からこういうことに対して高い評価が与えられて、かつ今後の役割・機能としても大事に継承していっていただきたいという部分は、この検討資料の中に明記しておく必要があると考えております。市営保育所も保育内容、機能、役割について今回提出された保護者の意見を反映させた内容にして欲しいというのが1点でございます。

2点目に関しましては、今、民間保育園の先生方がこのアンケート意見に対して、事実であるかどうかも分からない伝聞に基づく批判で、不愉快だとおっしゃっておられましたが、私は、事実かどうかが問題ではなく、民間園に対する批判は保護者の方の、民営化に対する不安だと思って話を伺っております。

ですから、すべての民間園がこういうことをやられているから駄目だという話ではなくて、自分の保育園が民営化された場合にこんなことが起きたら困るという不安であると受け止めているところであります。そのような形で位置付けるべきではないだろうか。そして、この検討資料におきましても、こうした市営保育所を民営化することに対する利用者、保護者の方、あるいは市民の方の不安に十分配慮して記述するべきだと思っております。

こうした基本的な2つの考えを基に、私自身がさらにこの検討資料を基に市営保育所の 今後のあり方を考えるうえで重要だと思っていることを3つ意見として述べたいと思って おります。

1つ目は、10ページ以下の市営保育所の今後の役割・機能の中で、もう少し市営保育 所の新たな役割・機能と、地域子育て支援拠点事業との関係を整理していただくと分かり やすいのではないかという点です。

現在,市営保育所が展開しております地域子育て支援拠点事業の役割は2つあると考えております。1つは例えば園庭開放,子育て相談,子育て教室といった,保育所保育指針にも書かれているとおり,民間保育園でも実施されている内容をさらに充実させて実施していくことであると思います。もう一つは保健センターや福祉事務所とともに行政の立場から,地域の子育て支援ネットワークを調整し,作っていったり,子供の育ちを守るセーフティーネット作りに取り組んでいくという,この2つの機能があるというように思っています。

当面は拠点事業を継続していっていただきながら、2番目の保健センター、福祉事務所との連携の中で、地域のすべての子供の支援に関わる組織として、その活動に重点的に取り組んでいただきながら、新しい市営保育所の役割に特化した体制作りを進めていただく。将来的には、1番目の機能であれば、民間に拠点事業も委ねることができ、2番目の機能については、市営保育所の通常機能に取り込んでいく。こういう2段構えのプロセスをこの検討資料の中でも明確にしていったらどうだろうか。それが今後の配置にも関係してくるわけでございます。

そして、拠点事業の現在の専任保育士の位置付けでございますけれども、福祉事務所のこども支援センターや保健センターとの一体的な地域子育て支援を行う市営保育所のスタッフとして位置付けて、そして必要な人材育成は実践を通じて行っていくということが大切だと思います。また、福祉事務所のこども支援センターや保健センターへの保育士の配置換えも積極的行い、必要な人材育成を5年、10年掛けてしていっていただきたい。これが第1点でございます。

2つ目に、もう少し市営保育所の新たな機能・役割を持つ保育所の配置のイメージを検 討資料の中でも踏み込んで、具体的に述べていく必要があるのではないだろうかというよ うに思っています。

私は、公としてコストが掛かっても、市民の方が安心できる街づくりのインフラとして、 市営保育所を維持していくことが必要があると考えています。しかし、すべての市営保育 所がこうした機能を持つ必要があるかどうかについては、必ずしもそうだとは思っていま せん。少なくとも区レベルで配置されている福祉事務所に対応して市営保育所が最低1つ 2つ再配置される必要がある。特定の機能を持つ市営保育所が再配置される必要があろう かと思います。例えばそれが、拠点事業を併設している現在の市営保育所をイメージして いただければよろしいかと思います。 問題は、区に市営保育所がないところがございます。ここをどう考えるかについても、少し踏み込んだ検討が必要ではないかと思います。私は、近隣の区の市営保育所が対応して同じような役割・機能を担うことができれば良いと考えています。ですから、現在、区に市営保育所がないところに、新たに市営保育所を建てて、そこに人員配置をしようとは思っておりません。

そして、こうした配置のイメージからいたしますと、新たな役割・機能を持たない市営保育所が、私の頭の中ではどうしても残ってしまいます。これをどうしたら良いのか。中でも区レベルにおいて複数の市営保育所が配置されている場合、その中で単独乳児保育所、単独幼児保育所の役割をどう考えるか。

今回の検討資料の中でも選択肢の一つと書かれていますけれども、こうした場合について限定的に民営化という手法を用いて、民間の力をお借りしながら保育所を建替えて定員枠を広げることも検討されて良いと思っておりますけれども、保護者の方々のこうした民営化に対する不安を十分配慮した場合については、民営化のルールについても、この審議会の中では少し検討しておくべきではないか。仮に選択肢の一つが具体化されるとするならば、最低こういうルールの下で進めていくというのが必要である。

よくありがちなように、いくつの保育所を毎年何箇所ずつ民営化していくというスケジュールに則った民営化の進め方ではなくて、市民の方々あるいは利用者の方々の不安が解消されるまで市が徹底して関わることを基本的な考え方として、先程、委員が言われたように、民営化の前に指定管理者制度の利用で一回試してみて、市民、利用者の信頼に応えられない場合には、一定期間を終えて契約の更新をせず、改めて選考するという方法も考えられます。

また民営化する場合であっても、6ヶ月経ったら保育士を引き上げるというのではなくて、問題があるところであれば、民間と市が協力しながら求められるスタンダードに達するまで継続的に関わっていくというルール作りがあれば、保護者の不安も少し解消されるのではないかと思っています。仮に選択肢が具体化する場合の条件付けというものも、今回の検討資料の中で少し踏み込んで書いていくべきではないだろうか。残り少ない委員会の回数の中で内容を見直すとすれば、その3点ではないかと思います。以上です。

【宮本会長】

ありがとうございました。

具体的に、検討資料のどの箇所を補足、加筆、修正していくのか。我々がこれまで議論 してきて、それを集約していただいて、方向付けて、ある一定のまとまりを持ってきてい るのではないかと思っています。

さらに、前々回の委員の要求資料についてですが、配置のあり方、あるいは民営化のルールを含めてこの議論に関連するであろうと思われます、「公営保育所の民営化に関わる主な判例」と、「他都市の民営化の手順」につきまして、事務局の方からご説明の方をいただ

きたいと思います。

【事務局】

では, 失礼いたします。

前回、要求のありました資料をお手元に用意させていただいております。「公営保育所の 民営化に係る主な判例」を御覧ください。読み上げさせていただきます。

「1 保育所廃止の条例改正は訴訟の対象となる」。これは横浜市の平成21年11月26日の最高裁判決でございます。

改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である、ということで、その詳細でございますが、「条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものではないことはいうまでもないが、本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所に廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせうるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものということができる。以上によれば、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。」

- 「2 保護者に保育所選択の法的地位を認める」。これにつきましても横浜市の平成21年11月26日の最高裁判決でございます。「特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものということができる。なお、この法的地位(保育の実施)を解除するためには適法な手続きが求められる。」
- 「3 保育所廃止に係る適法性(適法な手続き)(1)民営化に係る引継ぎ期間及び引継ぎ内容」これは大東市の平成18年4月20日の大阪高裁及び平成19年11月15日の最高裁判決でございます。「(民営化前の)引継ぎ期間を少なくとも1年程度を設定する。その間に、新保育園の保育士となる予定者のうちの数名に、保育所における主要な行事等をその過程を含めて見せる。民営化以降も数箇月程度、保育所において実際に児童に対する保育に当たっていた保育士のうち数名を新保育園に派遣するなどの十分な配慮をすべき信義則上の義務(公法上の契約に伴う付随義務)を負う。」
- 「(2) 保護者説明,法人選考等」これは横浜市の平成21年1月29日の東京高裁の判決でございます。「市の行った以下の点について評価されている。市の審議会の意見具申に基づく民間移管であること、保護者説明会が3回程度開催されていること、長時間におよぶものもあること、移管先について法人選考委員会に基づく選考が行われていること」
- 「4 損害賠償命令」これは大東市の平成18年4月20日の大阪高裁及び平成19年 11月15日の最高裁判決でございます。「前記3-(1)に掲げるような手続きを欠いた

として(信義則上の義務に違反)1世帯当たり33万円の支払いを市に命じる(31世帯)。」 公営保育所の民営化に係る主な判例につきましては以上でございます。

続きまして、「他都市の民営化の手順」についてでございます。これにつきましては、先ほど、主な判例の方でもありました横浜市、そして、大阪市の実施基準をつけさせていただいております。

横浜市の実施基準の概要でございます。横浜市におきましては、平成16年度の市営保育所数は121箇所であり、民間との比率で全体の41.9パーセントございましたが、平成16年度から平成21年度までの6年間に、年4箇所ずつ、計24箇所の移管が実施され、平成23年度から25年度までの3年間に、年4箇所ずつ、計12箇所の移管が予定されております。なお、平成26年度以降はそれまでの状況を踏まえて検討することとなっております。

まず、民間への移管先につきましては、保育所の運営に実績のある社会福祉法人、公益 法人とされており、学識経験者及び市民等からなる移管法人選考委員会において法人を選 考することとされております。

移管法人決定後,移管までの1年間,法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり, 引継ぎが実施されるとともに、保護者・法人・行政からなる三者協議会が設置され、移管 に伴う諸事項について協議し、合意事項は三者で遵守されることとなっております。

民間移管までの準備期間でございますが、保護者にお知らせしてから移管されるまで、 2年半となっております。

次に大阪市の実施基準の概要でございます。大阪市におきましては、平成16年度に市営保育所が131箇所あり、民間も含めた全体の比率では38.6パーセントございましたが、平成25年度を目標年度とする「公立保育所の再編整備計画」に基づき、公立保育所を70箇所程度に集約し、機能の充実を図るとともに、残る公立保育所約50箇所程度の運営を社会福祉法人に委託するなど、抜本的な再編整備が進められております。

ここで述べます民間委託とは,行政が設置主体としての責任を担うとともに,運営を民間へ委託する,いわゆる公設民営による再整備計画でございます。

委託先につきましては、大阪府内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人とされており、学識経験者・弁護士・公認会計士等からなる選定会議において委託先を選定することとされております。

委託を実施する3箇月前から共同保育、引継ぎがなされております。また委託後も、1 年間、委託先法人に所長を含む保育士である職員を派遣することとされております。

民間委託までの準備期間でございますが、保護者にお知らせしてから委託されるまで、 概ね1年半程度となっております。説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

それでは,「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」を中心に, 御意見を伺いたいと思います。御質問もあろうかと思います。

【委員】

2点あります。

先程,障害児の受け入れ基準に公立と民間とで随分差があることを承知して欲しいと他の委員から紹介がありました。たしか以前にも別の委員から認定のやり方が違って格差を受けているという指摘がありました。

そもそも格差があることはこの分野についてはあってはならないことだと私も思います し、なぜこのようなことになっているのかということについて、事務局から説明いただき たいと思います。そうでないと民間と公立が同じ水準で、同じスタートラインでお互いに 競い合うということは到底できるはずがない。スタートの時にハンディがついているとい うわけですので、よくないことではないかと私は思いました。

もう1点です。これは確認ですけれども、先程、御説明がありました「他都市の民営化の手順」のところですけれども、横浜市の9ページのその他の規程を見ていただきたいと思います。民間委託に当たっての諸条件において示しているすべての条件は、この部分を読みますと、「移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間」とある。つまり、最大6年間経てば破棄をしても構わない、それ以降は移管を受けた民間保育園が思うように変えていって構わないというように読めるのですけれども、その理解で間違いないですね。

【宮本会長】

事務局への質問ということですね。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、民間保育園と市営保育所の障害児加配の差異について改めて説明させていた だきます。

まず、民間保育園の障害児加配につきましては、各保育園から障害児の保育実施計画書、 あるいは障害状況調査票と、いわゆる文書による申請をしていただきます。これに基づき まして、福祉事務所等への事実確認等を行ったうえで、京都市の方で加配基準を定めてお りますので、そのどれに該当するか該当しないのかを決めております。

京都市の民間保育園の場合は、先程、委員からもご説明がありましたが、重度の重複障害が認められる児童につきましては、児童1人当たり保育士1人。重度の障害が認められる児童につきましては児童3人当たり保育士1人。中軽度の障害が認められる児童につきましては児童5人当たり保育士1人ということになっております。

22年度の認定状況でございますが、1, 225人の申請に対して734人を認定しており、491人が認定外という状況でございます。

一方、市営保育所の障害児の判定でございますが、市営保育所につきましては、障害児の調査票、その他、乳幼児精神発達質問表等、文書による状況把握、それに加えまして障害児の障害程度判定会議というものを開催いたしまして、情報の整備を行ったうえで、精神科医を交えた判定会議において対象児を5段階で認定しております。認定の5段階ですけれども、障害の最も重い児童を、児童1人当たり保育士1人。順に、児童1.25人当たり保育士1人。児童1.67人当たり保育士1人。児童2.5人当たり保育士1人。児童5人当たり保育士1人となっております。少し分かりにくいと思いますが、一番障害の重いお子さんについては、児童1人当たり保育士1人ですが、その次に重いお子さんについては、児童1人当たり保育士0.8人を配置するという計算をしています。その次が、児童1人当たり保育士0.6人。その次が児童1人当たり保育士0.4人。最後が、児童1人当たり保育士0.2人という5段階にしておりますので、先程の民間保育園と基準を合わそうと思いましたら少し分かりにくい数字になっていますが、市営保育所の場合は、児童1人当たり保育士1人、0.8人、0.6人、0.4人、0.2人という付け方をさせていただいております。

逆に言いますと先程の民間保育園の場合は、一番障害の重いお子さんは、児童1人当たり保育士1人ですが、その次は児童1人当たり保育士0.33人という計算になるということになります。その辺りで、かなり加配基準が異なるという部分につきましては、分科会の中でも大きな問題であると認識しておりますが、直ちにすべての民間保育園のお子さんに対して精神科医等の判断となると、体制上の問題もありまして、なかなか厳しい状況でございます。なお、市営保育所の場合は、先程の委員から紹介もありましたが、210人の申請に対しまして、認定外が19人、認定内が191人という形になっております。

【委員】

細かくしようと思うと精神科医の判定が必要になるために、直ちにはできないということでよろしいでしょうか。

【事務局】

文書による判断を民間保育園は基本としておりますので、そこまで細かい判定はしておりません。資料の11ページですけれども、「3 障害のある入所児童への対応について」という中では、少し問題意識等は入れさせていただいております。

2点目のお尋ねについてでございます。お手元の配布資料の横浜市の資料の中の9ページの「6 その他」についての質問だと理解しました。「本諸条件に定める内容は・・・」と書いてあるところですが、これはこの8ページ、9ページ全体が、横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件ということで設定されており、ここに書かれております諸条件については、「移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間、遵守すること」、すなわち、最長、併設保育所であれば6年間、この条件を守りなさいということは前提だと

理解しております。

ただし、条件の変更等については、先程申しました三者協議会におきまして保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。変更もありえるということでございます。なおかつ、当該期間経過後においても、内容の変更に当たっては保護者の理解を得るよう努力せよという努力義務、規定が設けられているものと理解しております。

【宮本会長】

ありがとうございました。

先程, 踏み込んで御発言していただいているんですけども, 選択肢の一つとして, 民間保育園への移管が考えられる部分があるのかどうか。あるとすれば, 分科会から京都市に対して, 何を, どこまで, どのように意見として提出するのかということも検討すべきであろうと思っています。これらを含め, 委員の皆様の意見を賜ればと思っております。

【委員】

少なくとも京都市の子育て支援ネットワーク、特に保健所、児童センター。それから市営保育所をそこに1箇所入れて一つのネットワークを作って、特に問題のあるケースはできるだけそちらのほうで養護していくということが、その役割の一つでないだろうかと思うのです。そういったことから言いますと、各行政区には1箇所は必要だと思います。

それと、伏見は醍醐支所、深草支所、本所と3つに分かれており、非常に大きい行政区ですから、少なくともここが一箇所というだけでは、なかなか収まらないと思いますので、この辺りはやはりそういったネットワークとしても2箇所くらいは必要ではないかと思っているわけであります。それが適正数かどうかは、すぐに判断し兼ねるんですけども、しかし、それ以外のところはやはり、民営化の対象にすべきでなかろうかと思っております。

私も、府下の市町村で民営化された保育所の話をいくつか聞いてまいりました。なかなか難しい話し合いが、2年か3年程掛かってされてきたわけであります。3年ぐらいが一つの目途ではないかと聞いておるんですけども、保護者のほとんどが、3年すると入れ替わってしまいます。やはり在来の保護者がそのままの状態でなかなか民営化に承知されないというケースがこれまで随分多いと聞いておりますので、そういった点では、3年くらいが一つの移行の期間かなと思いました。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

人口の増減を見据えられる統計学の専門の学者の意見を取り入れて,地区の産業とか, 将来的に見て保育所の建築計画を立てるという配慮はできないものかと思います。 それから、障害児に対する虐待に対する話ですが、親がおかれているストレスとか子供のストレスを和らげてくれるための話し相手、話す時間、話の中で癒され冷静になってゆとりのある子育てができるように、資格を持った人材を配置する必要があると思うんですね。また、話が前後しますけれども、民間園に対する給与の助成も必要かと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。

検討資料の13ページの一番下の箇所に「視点」とあります。今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて検討していく視点ですね。今のご意見は、例えば市営保育所で働いている職員の状況に関連するのかなというように思いながら伺っておりました。

他にいかがでしょうか。

【委員】

漠然と論議がされているように感じたんですけれども、市営保育所の民営化は、民間委託なのか、民間移管なのか、はたまた指定管理者制度、つまり市営は市営のままで管理のみ適切な社会福祉法人に委託するのかというような、民営化という大きな言葉で括れてもどんな形式を取っていくのかという辺りの論議も必要ではないかと思いました。

全体の論調でいきますと、横浜市の事例のように社会福祉法人に移管をしてしまう。つまり民設保育所になってしまうのかなと。施設や建物も払い下げてしまうような形かと思いますけども、ここでの論議は少し違う方向になっているのではないかなと思いましたので、その辺のことについても、はっきりさせておく必要があると思います。

私は、指定管理者制度で市が責任を持って、一定、趨勢を見守りながら、これなら地域の皆様、利用者である保護者の皆様も含めて、納得していただけるというように確証が持てれば、更に次の段階に進むという2段階で進むべきではないかと考えます。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

選択肢の一つを具体的なものとして今後展開していく上で、共有しておくべき視点ですが、一つは、制度改革との関係で考えた場合、今回の報告書の射程をどのぐらい見ておくかという議論をさせていただきましたけれども、5年、あるいは10年、こういう中で、民営化を仮に進めていくとしますと、ただでさえ、30箇所と非常に数が少ない市営保育所ですので、一回失くしてしまうと新しくそれを復活させることは事実上難しい。

この限られた時間の中で、それを具体化する場合でも、非常に限定的かつ慎重に進めていく必要があるのではないかと考えていきますと、「各区に1箇所あれば良い、後はすべて

この間5年,10年の間で民営化してしまえ。」というのはいささか乱暴な議論かなというように考えて、その候補となるものも限定的に捉えるべきではないかと考えております。

先程も少し申し上げましたけれども、乳児保育所あるいは幼児保育所というものに限定してみて、かつ一体的な運営が困難なものについて、民間の力をお借りして建て替える必要があるようなものに限定しながら、将来の配置を考えていったらどうだろうかと考えております。

その場合でも、保護者の方に不安を与えないようなルール化が必要で、一つの方法とすれば指定管理者を前提において、保護者の要望あるいはそれを踏まえた市の契約条件を満たさない者については、民営化させないという方法も一つあると思っております。

あるいは移管した場合でも、契約事項が守れていない場合については、改めて移管した 法人の責任を問うという条件等が必要ではないか。あるいは、移管した市の責任も明確に しておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

事務局に尋ねたいのですけれども,私は「委託」と「指定管理者制度」について,「委託」は,ある程度委託先に任せるけども,市は,事実上ほとんどコントロールするもので,

「指定管理者制度」は全面的に運営を民間に任せ、5年に1回見直しの期間があって、それで経営上に問題があればその時に変えるというような制度でなかろうかと思うのですけれども、その解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

今,おっしゃいましたように、以前の地方自治法と異なりまして、今は指定管理者制度になっておりますので、基本的に委託というのはあまり京都市では採っておりません。基本的には指定管理者制度で5年に1度公募をする中で、ある程度、民間、法人の自由な運営の中で、我々の必要な保育をやっていただく。京都市内では現在、中京区の御池保育所が1箇所だけ指定管理者制度として残っておりまして、後はすべて民設民営に移行しております。基本的な考え方は、委員の理解で問題ないと思っております。

【委員】

指定管理者制度の場合、その運営に係る財源は一般財源でしょうか。市の持ち出しが多くなるということでしょうか。

【事務局】

純粋な民設民営と一部異なりますけれども,運営費等は国から出ておりますので,いわゆる公設公営とはまた異なる部分がございます。

【委員】

公設公営と民設民営の間ぐらいということですね。

【事務局】

そうです。少し付け加えさせていただきますと、かつて平成17年、18年頃までは公設民営の保育所は三十数箇所あまりあったことでございます。これをその2ヶ年の中で、民設民営化してまいりました。具体的には、土地は京都市が提供し、建物も京都市のものを管理しながら保育園を運営していただくという形でやっていたわけですけども、それを、建物については基本的にはお譲りをし、いわゆる保育園の運営と施設管理を一体として行っていただくということで民設民営に移行してまいりました。これは、保育園側もそうした一体的な運営をお望みになっておられるのが一つです。

そしてもう一つは、その頃のことですけれども、いわゆる公営保育所も含めてですけれども、いわゆる公設の保育所については、国の財源が導入できなくなり一般財源化されることがございました。そのことでかなり京都市にとって厳しいダメージを受ける恐れがあったということの中で、その当時の民間保育園様の御協力、御理解を得ながら民設民営化を行ったところでございます。

最近でも、昨年の4月であったと思いますが、それまで公設民営だったところの2箇所について、御理解を得て民設民営化してきたところでございます。公設民営を否定するわけではございませんが、国からの財源が期待できないというデメリットがあることは付け加えさせていただきたいと思います。

先ほど、一部、表現がおかしかった部分があります。どちらも一般財源化ということであり、国からは地方交付税措置という形になっております。ただ、市営の場合は当然プール制の適用はないのですが、御池保育所の場合は、京都市の場合は単費の補助等はしておりますので、そういう意味で、公営と民営の間に御池保育所があるという状況でございます。

【宮本会長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【委員】

いよいよ、今日の時間も終わりかけているんですけども、今後残された審議の機会が残り4回であると会長から紹介があったと思うんです。その4回をどのように使っていくのかという辺りについて、何か計画があればお示しいただきたいと思いますし、どこまで目

指していくのかという一定の到達点について、委員として視野を持ちながら今後の論議していくことが大切なことではないかと思いますので、例えば、「次の機会にはこんなことを論議しよう」「事務局から何を用意してもらおう」というロードマップのようなものがあればお示しいただきたいと思います。

【宮本会長】

このことについては、7月7日の分科会におきまして、今後の日程をお示しさせていただいて、それについては、コンセンサスを得たように思います。改めて事務局の方からよろしくお願いいたします。

【事務局】

お手数ですが、確認のためにご覧いただきたいのですが、平成23年度第2回の配布資料をお開きください。その中の「平成23年度第3回以降の審議スケジュール(予定)」をご覧ください。

そこにございますように、本日は、この資料で言います9月上旬(第5回)になります。後は、この資料で言いますと第6回(10月)、第7回(11月)、第8回(12月)という予定でおります。ここに書いておりますような、極めて大まかなですけれども、審議を予定しております。

【委員】

団体からの意見聴取はあるのですか、ないのですか。それとも、この資料に書かれている「市営保育所の今後のあり方について(案)の審議」のみになるのかという質問です。

【事務局】

これまでの分科会での総意では、職員団体関係及び子育て支援のNPO団体からお聞き するということで、その範囲で整理がされたと理解しております。保護者会につきまして はアンケート形式で御意見いただくと。ここまでの整理だったかと思います。

【委員】

もう少し具体的に例えば次回から最終までの絞った形の行程表をいただけないでしょうか。あまりにも漠然としておりますので、毎回丁寧に議論するのはいいことだと思うんですけれども、足踏みのような気がします。

【事務局】

御指摘についてはごもっともと考えますので、次回までに会長と協議をさせていただいて、次回の際に今後のスケジュールについて提示したいと思います。

【宮本会長】

更に絞り込んで具体的に提案をどのようにまとめていくか、大変重要なご指摘をいただいたように思います。

【委員】

次回までにお願いしたいのですけれども、検討資料の中の、「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」の中で、いくつか視点となって挙がっている項目があるのですけれども、先程も民営化していくとしたら各行政区に一つくらいは必要であろうという意見が出ております。

果たして、それがどうなのかということを具体的に考える資料を頂戴したいと思いますので、「地域バランスに配慮した市営保育所の配置」というところで、例えば各行政区にどれだけ民営があって、どれだけ公営があって、そこに入所している子供たちはどれだけで、待機している子供たちがどれだけいるというような具体的な資料を、乳幼児含めて頂戴できればと思います。

【宮本会長】

事務局の方よろしいでしょうか。

【事務局】

はい。承知しました。

【委員】

私は先程,1行政区に1箇所はネットワークの一環として市営保育所の果たす役割ということを申し上げたんですけれども,市営保育所がその中に入ったとしても,障害児あるいは虐待児ばかりを集めるということを決して目的と考えておりません。こういう子も預かりながら,一般的な保育もその中でやっていく。しかし,その中でやはり,先駆的な保育をするなり,色々行政でなければできないようなことは,考えていってもらうというようなイメージとして考えています。

【委員】

1点確認なのですけれども、このスケジュールで参りますと、第8回(12月上旬)の 分科会は、最終これで良いかという確認をする作業になろうかと思います。6回、7回の 後2回で最終案をまとめなければいけないということになりますと、次回にはおよその最 終まとめ案を出していただいて、併せて今、提案があった資料も加えて検討し、色々議論 いただき、それを踏まえて修正をしたものが第7回に出てきて、更に意見をいただいて、 第8回でそれを確認するという手順になるのではないかと思いますので、次回は大体こういったものが報告書になるのだと分かるものを出していただきたいと思います。

【委員】

もう一点事務局にお願いです。

本日の議論を伺っておりまして、民営化という漠然とした話はありますけれども、公設 民営というのは基本的にはないとおっしゃいましたね。それから、指定管理者制度に移行 する場合、それから、公設公営でやる場合、それから純粋に民間でやる場合、それぞれの 場合のメリット・デメリットが当然あると思うんですね。一般財源化の話も出ており、施 設の建て替えの場合の国の補助金の話も分かるんですけれども、委員それぞれの共通理解 として整理できたほうが分かりやすいのかなと思います。

さらにここまで踏み込むと大変難しい論議になるんですけども、地方交付税の中で措置されている一般財源問題、これはちょっと概要だけ説明していただくようなことでお願いしたい。一般財源になれば保育所が運営できないのかといえばそうではなくて、保育所の運営に関する費用も一応計算されて配分されていると理解しているのですけれども、その辺の微妙な内容も含めて理解しやすい内容で、資料を提示していただければと思います。

それから最終案を作るにあたっては、繰り返すわけですけれども、今回の保護者の皆様のアンケートの中でも、この中間まとめが大変分かりにくいという御指摘を受けました。これは、審議会の委員として参加している私も責任があろうかと思いますし、事務局も会長も大いに努力をしていただいたけれども、やはり専門的な部分に踏み込む部分が多くて少しその議論の正確さを伝えようというあまりに、分かりにくい表現になったのではないかなと思います。今回も努力していただいてるんですけれども、文章についてはなるべく軽易な文書で、しかも、読んでいただいたらその背景の状況も分かるような注意書きであるとか参考資料であるとかを極力付けていただきまして、市民の批判に十分耐えうる、そういう文章に仕上げていただければなと思います。

【宮本会長】

どうもありがとうございました。

それでは次回、委員のこれまでの御意見を踏まえまして、原案を提案させていただいて、 それをたたき台にして更に議論を重ねていただく。その際には、やはり具体的にどの箇所 を、どのようにという形で話し合っていきたいというように思います。

その際の私たちのスタンスは、分かりやすく、あるいは、委員が指摘になりました限定的かつ慎重に、保護者の方の不安を考えながらという形で、ある一定の方向付けをしていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

今,委員の皆様方からご要望のありました資料につきましては、提出させていただきますが、数字が色々変わりますと議論が拡散するということで、1回目に提出した資料をそのままずっと使っているんですが、議論が1年経ちまして決算数値等も変わっておりますので、次回、出来る限り数字を最新のものにしたもので提出させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

【宮本会長】

最新の資料に置き換えるということですね。そのようにしていただければと思います。 それでは事務局にお戻しいたします。

【事務局】

本日は、長時間に渡りまして、熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。 次回の専門分科会でございますが、10月中旬頃の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、ご案内を申し上げますので、ご参加の程よろしくお願いします。以上で、第5回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—閉会—